

序 論

1 改定の目的

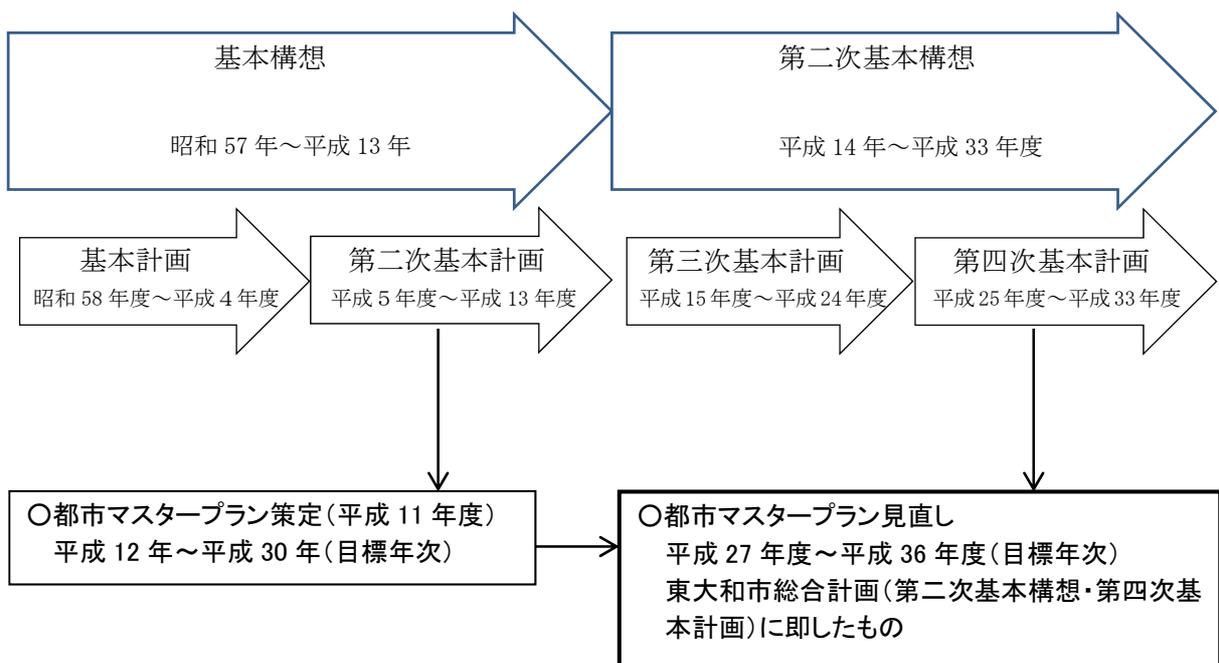
平成 11 年度に策定した「東大和市都市マスタープラン」は、基本構想・第二次基本計画に即した都市づくりの指針として、その役割・機能を果たしてきましたが、少子高齢社会の傾向が顕著になるなど、行政を取り巻く環境も大きく変化してきました。

計画策定から 10 年以上が経過しているとともに、平成 24 年度に第四次基本計画、住宅マスタープランを策定したことなど、他の行政計画等との整合を図る必要性から時点修正が求められています。

このため、第二次基本構想・第四次基本計画及び関連計画における都市づくり方針等を踏まえるとともに、東日本大震災の経験を踏まえた災害に強い都市づくり、「景観法」の施行を踏まえた景観に配慮した都市づくりなど、現行計画策定後からの状況変化などを加味した見直しを行い、平成 27 年度からの本市における都市づくりの新たな指針とするために、都市マスタープランの改定を行うことを目的とします。

2 改定に当たっての前提条件

●東大和市総合計画との関係



●現行プランの都市づくりの基本的な考え方などを基調とした見直し

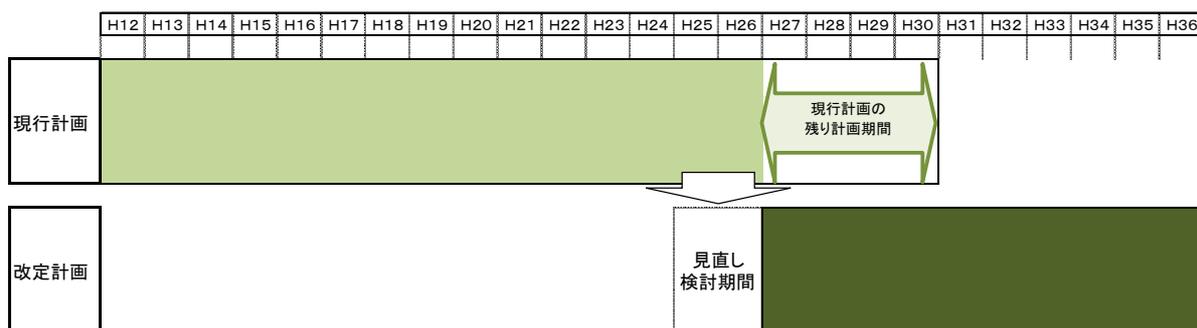
現行計画は、平成12年4月から概ね20年後の平成30年を目標年次とした計画で、概ね5年～10年で必要な見直しをし、状況の変化に応じた進行管理を考えていたものであります。今回の改定をこの中間見直しと捉え、現行計画の骨格や都市づくりの基本的な考え方などを基調とし、社会情勢や市をとりまく状況の変化を反映させ、見直しを行うものとします。

3 計画の目標年次と人口・市街地規模

本計画の計画期間と、前提となる人口及び市街化区域については、次のように設定します。

●計画の目標年次

計画見直し後の平成27年度から10年間を計画期間とし、平成36年度を目標年次とします。



●人口と市街地の規模

市の総合計画で示されている人口を想定人口とし、市街地の規模については現況から変更しないものとします。

	現況（平成26年）	目標年次（平成36年度）
人口	85,382人	90,000人
市街化区域面積	989ha	989ha
市街化調整区域面積	365ha	365ha

注) 現況の人口は住民基本台帳の4月1日現在
面積は都市計画決定面積